

佐世保市中小企業等物価高騰対応支援事業 補助金のご案内

物価高騰の影響を受ける市内中小企業の事業継続を後押しするため、生産性向上や省力化、新事業・新サービスの開発及び展示会等への出店や宣伝広告費など販路開拓等の取組を支援します。

対象

佐世保市内に本社または主たる事業所を有している中小企業者
※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で規定する中小企業者

支援 内容

【補助上限額】 70万円

【補助率】 対象経費の2分の1

【対象事業】

- (1) 省力化・生産性向上
- (2) 新事業・新サービス展開
- (3) 広告宣伝、消費喚起活動、販路拡大

※裏面に詳細を記載しています

【補助対象経費】

旅費・宿泊費、謝金、受講料、会場借上料、施設等使用料、
広告宣伝費・WEB広告宣伝費、機械設備等、工事費、開発費

【申請時期】

令和8年2月16日(月)から令和8年12月25日(金)

事業 日程

※令和8年2月16日(月)から、随時受付けます。

※年度をまたぐ関係で、3月末までに申請された案件の交付決定日は4月1日以降となります。

※4月1日以降の申請分は、受付後に審査のうえ順次交付決定します。

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

【問い合わせ】

佐世保市商工労働課

TEL:0956-37-6112 (商工労働課直通)

✉:syouko@city.sasebo.lg.jp

(ホームページURL)

<https://www.city.sasebo.lg.jp/kankou/syouko/jigyokankyohenka.html>

**補助対象
事業概要**

- (1) 省力化・生産性向上
人手不足の解消や作業効率の向上につながる取組
(例) 最新機器の活用により、品質向上及び生産性向上を実現し、作業時間の短縮による業務の効率改善 など
- (2) 新事業・新サービス展開
新たな事業分野への挑戦やサービスの拡充に関する取組
(例) 既存の商品ラインとは異なる新商品の開発や、新たなサービスメニューの提供を開始する取組 など
- (3) 広告宣伝、消費喚起活動、販路拡大
集客力の向上や新規顧客の獲得につながる取組
(例) 顧客データや市場動向を踏まえた新規顧客層へのアプローチに加え、店舗のレイアウト改善や情報発信の強化などにより店舗の魅力向上を図り、来店機会の増加と売上の安定化につなげる など

**申請
方法**

- (1) オンライン申請
【現在準備中】
- (2) 郵送
〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号
佐世保市経済部商工労働課 宛
- (3) 窓口（商工労働課）
佐世保市役所本庁舎10階
- ※詳しくは市ホームページの公募要領をご覧ください。

**申請の
流れ**



R8.2/16～

～R9.1/29

R9.3月

※補助金は、設備等の設置及び支払を確認した後の精算払いとなります。

※補助金の採否については、事業目的や内容をはじめ、自社の経営状況の分析・把握、計画の適切性・有効性、経費の妥当性、費用対効果・成果といった項目により、事業内容を評価したうえで決定します。

【留意事項】

以下のような事業は対象となりませんので、ご注意ください。

- 従来事業で支出していた経費を本事業に移管すること、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費など、事業の拡充と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- 短期的な需要を見込んだ事業
- 行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業